

訪問看護ステーションいつき運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社樹（以下「法人」という）が開設する訪問看護ステーションいつき(以下「ステーション」という)が行う介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他従業者（以下「看護師等」という）が介護保険法における要介護状態または要支援状態にある者または疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけ医師（以下「主治医」という）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作が出来るように適切に事業の提供を行う。

2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行う、利用者又はその家族に対し事業の提供方法について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 訪問看護を行う事業所名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション メディケアサービスいつき
- (2) 所在地 福岡県久留米市梅満町260番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調節、居宅介護支援事業所との調整・連携、業務実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。

- (2) 訪問看護師：看護師、保健師又は准看護師2名以上

訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) 訪問看護サービス提供対応日 年中無休とする。
- (4) 訪問看護サービス提供対応時間 24時間とする。
- (5) 緊急時は、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 療養上の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者は、その3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 次条の通常の事業の実施区域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

① ステーションから片道 10 km未満 無料

② ステーションから片道 10 kmを超えた場合、以後 1 km毎に 100 円加算する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は久留米市とする。

（緊急時における対応方法）

第 9 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（その他の運営についての留意事項）

第 10 条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であったものに、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、関係各法令を遵守することとする。また、運営に関する重要事項は株式会社樹とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

令和 2 年 1 月 1 日から施行する。